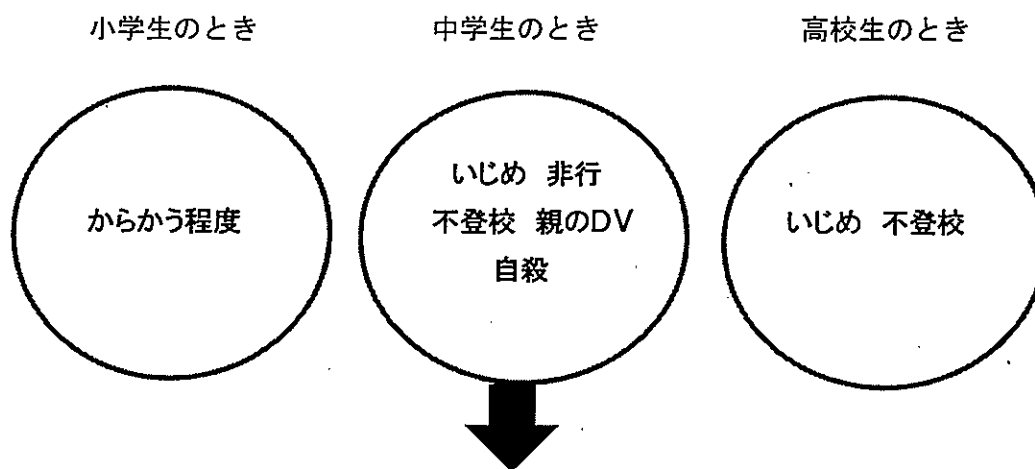


『学生時代を振り返って考える子どもを取り巻く問題』

■ 実際に見てきたこと



こういった悩みを抱えている子のほとんどが家庭に何らかの問題が
特に多いのは親が離婚している子ども

■ 離婚率（平成23年）

全国離婚件数 235,719件 人口1000人当たり 1.87

函館市離婚件数 643件 人口1000人当たり 2.30

→都道府県別にみると、北海道は2.17で全国3位

■ 離婚が子どもに与える影響について

- 離婚は子どもにとって愛着対象の喪失となり、不安・孤独・寂しさに苦しみ、自己嫌悪に悩む。
- 離婚総数のおよそ78%が同居20年以内である。つまり、離婚した夫婦に子どもがいると仮定すると、子どもが未成年のうちに離婚する夫婦が多いことがわかる。
- 日本は単独親権しか認められていないため、いまだ母親中心の養育。母子家庭は平均収入額が少なく貧困家庭に陥る可能性が高い。
- 親の離婚を経験した子どもが青年期、成人期に直面する発達課題の中心に「親密性への恐れ」があることを見出している。
- 両親の離婚後に、チック、自閉・緘黙、不登校、深刻な抑うつ状態、引きこもり、自傷行為などといった非社会的な不適応行為に陥る子どもたちと心理臨床の場では出会うことも多くなってきている。また、金品持ち出し、万引き、無断外泊、不

純異性交遊、その他の非行、犯罪といった反社会的な不適応行為に陥る子どもたちの報告がなされることも増えてきている。

■ まとめ

離婚率が比較的高い函館市で子ども条例を制定するにあたって、離婚が子どもたちに与える影響についてきちんと考えるべき。

離婚を減らすというのは難しいが、それによって不安や悩みを抱えている子どもたちのために学校や各施設と連携して、アフターケアできるような態勢作りが必要だと思う。

-
- ・ 本田麻希子 遠藤麻貴子 中釜洋子 (2011) 「離婚が子どもと家族に及ぼす影響について」
東京大学大学院教育学研究科紀要 第51巻
 - ・ 棚瀬一代 「離婚の子どもに与える影響—事例分析を通して」
京都女子大学現代社会研究